

騒音規制に係る特定施設の届出について

入善町

1. 規制・届出

工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設を特定施設といいます。これらの施設を設置する工場または事業場を特定工場等といい、規制の対象としています。特定施設を設置する際はその特定施設の設置の工事開始の日の30日前までに、特定施設の設置届出を提出しなければなりません。
※工場、事業場とは継続的に一定の業務のために使用される場所のことをいいます。

2. 規制の対象となる地域

(1)騒音規制法・・・都市計画法の規定による都市計画区域の内、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域（当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ50メートルの範囲内の区域に限る。）

(2)富山県公害防止条例（騒音関係）・・・騒音規制法の規制地域以外の富山県全域

3. 騒音に係る特定施設一覧

大分類	小分類	騒音規制法	富山県公害防止条例
金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上	
	製管機械	すべて	
	ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上	
	液圧プレス	矯正プレスを除く	
	機械プレス	呼び加圧能力が294kN以上	
	せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上	
	鍛造機	すべて	
	ワイヤーフォーミングマシン	すべて	
	ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く	
	タンブラー	すべて	
	切断機	といしを用いるもの	規制対象外
	高速切断機		原動機の定格出力が2.25kW以上
	自動やすり目立機	規制対象外	原動機の定格出力が1.5kW以上
	ニューマチックハンマー	規制対象外	原動機の定格出力が3.75kW以上
空気圧縮機及び送風機	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5kW以上	
	蒸気タービン	規制対象外	原動機の定格出力が7.5kW以上
粉碎機	土石用または鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上	
	食品加工粉碎機	規制対象外	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上
	その他の用に供する粉碎機	規制対象外	破砕機及び摩砕機を含み、原動機の定格出力が7.5kW以上
繊維機械	織機	原動機を用いるもの	
	紡績機械	規制対象外	すべて
	編組機	規制対象外	原動機を用いるもの
	撚糸機	規制対象外	原動機を用いるもの

大分類	小分類	騒音規制法	富山県公害防止条例
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上	
	アスファルトプラント	混練機の混練容量が200kg以上	
穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上	規制対象外
木材加工機械	ドラムバーカー	すべて	
	チップパー	原動機の定格出力が2.25kW以上	
	碎木機	すべて	
	帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上 木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上	
	丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上 木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上	
	たてのこ盤	規制対象外	原動機の定格出力が2.25kW以上
	かんな盤	原動機の定格出力が2.25kW以上	
抄紙機		すべて	
印刷機械		原動機を用いるもの	
合成樹脂用射出成形機		すべて	
鋳型造型機		ジョルト式のもの	
電気炉		規制対象外	変圧器の定格出力が500kVA以上
ファスナー自動植付機		規制対象外	すべて
集じん装置		規制対象外	送風機を使うもの
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン		規制対象外	移動式のものと出力が7.5kW未満のものを除く
走行クレーン	天井走行クレーン	規制対象外	原動機の定格出力が7.5kW以上
	門型走行クレーン	規制対象外	原動機の定格出力が7.5kW以上

※赤字で示した施設は、騒音規制法の規制地域内であっても富山県公害防止条例に基づく届出が必要です。